



# 商工会ニュースやまだ

## 地域企業経営継続支援事業費補助金（コロナ対策）

事業者の皆さまが各業界団体で定めるガイドラインに沿って取り組む感染症対策にかかる経費に補助が受けられます。また、飲食店が新たに業態転換（テイクアウトや宅配等）に要した経費も対象です。

**【対象者】**

- 町内に来店型の店舗を有する中小企業者  
又は個人事業主
- ・ 飲食業 ・ 小売業 ・ サービス業
  - ・ 宿泊業 ・ 道路旅客運送業

**【補助額】**

10万円を上限に実費（消費税を除く）を補助

**【補助対象期間】**

令和2年4月1日から令和2年12月31日までの間に発注、契約及び支払いが完了したものの

**【対象となる対策事例】**



センサー式の水道蛇口



アクリル板



ビニールカーテン



テイクアウトメニュー表作成

**【主な補助対象経費】** ※消耗品は3万円が上限です。

店舗における感染症対策		飲食店における業態転換	
設備費	センサー式の水道蛇口、ウイルスを清浄除去する業務用エアコン・空気清浄機の導入	販売促進費	メニュー表・チラシ・ポスター等の製作、看板・のぼり等の購入、ホームページ作成委託
工事費	抗ウイルス用塗料を用いる内装工事、カウンター席の導入、テーブル移設	車両費	宅配用バイク・自動車のリース料、台車の購入
器具備品費	ビニールカーテンやアクリル板の購入、衝立・パーティションの設置、アルコール消毒液ポンプスタンド設置、非接触式体温計の購入、ゴーグル、フェイスシールド	器具備品費	Wi-Fi導入費、タブレット端末・運搬容器・ショーケースの購入
		工事費	営業許可の基準を満たすための設備導入や厨房の改装
清掃費	外部清掃事業者による徹底的な店内消毒作業	手数料	宅配代行サービスに係る初期登録料、月額使用料、配送手数料
消耗品	マスク、使い捨て手袋、消毒液、除菌シート、石鹸、ペーパータオル	消耗品	弁当容器、使い捨て食器、割り箸、おしぼり、手提げ袋

**【申請方法】**

下記の必要書類を準備し、商工会へご提出ください。※申請様式は商工会ホームページよりダウンロード可能。

項目	備考
〈個人事業主〉本人確認書類の写し	運転免許証、パスポート、健康保険証、マイナンバーカード等
〈法人〉法人番号が分かる資料の写し	法人登記事項証明書、法人番号公表サイトの検索結果画面の印刷等
対象経費についての証拠書類の写し	領収書等（①支払者と支払先、②経費の内容、③支出金額、④支払日、の全てが確認できるもの）
受取口座通帳の写し	通帳の表面と1・2ページ目（店番号、口座番号、口座名義の確認）

**【申請期限】** 令和3年1月8日（金） **【お申込み・お問合せ先】** 山田町商工会 TEL：82-2515

## 小規模事業者持続化補助金

地道な販路開拓のため、またはそれと併せて行う業務効率化の取組を応援します。対象となる事業者は常時使用する従業員が20人以下（卸売業、小売業、サービス業は5人以下）の小規模事業者です。

### ①コロナ特別対応型

新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために、具体的な対策（サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備）に取り組む事業者向け

- ・補助金額：100万円 補助率：2/3または3/4
- ・申請締切：令和2年12月10日（木） ※郵送・必着

### ②一般型

- ・補助金額：50万円 補助率：2/3
- ・申請締切：令和3年2月5日（金） ※郵送・当日消印有効

※申請を希望される方は申請締切の2週間前までに商工会へご相談ください。



## Go To キャンペーンについて

### ①地域共通クーポンの取扱店舗募集（Go To トラベル）

Go To トラベル事業の一環で旅行代金の15%相当額を地域共通クーポンとして旅行者に配布されます。

地域共通クーポンの取扱いには事前に店舗登録が必要であり、物品販売施設・飲食施設・交通機関・観光関連施設などが対象店舗となります。

取扱店舗の登録は、公式サイト（<https://biz.goto.jata-net.or.jp/>）からオンラインで申請する方法と公式サイトから申請書等を印刷し郵送する方法の2種類があります。



（見本：地域共通クーポン）



GoTo トラベル公式サイト

#### 【お問合せ先】

Go To トラベル事務局コールセンター（受付時間：10時～19時、年中無休）  
TEL：0570-017-345 または 03-6747-3986（IP電話等）

### ②プレミアム付き食事券の取扱店舗募集（Go To Eat キャンペーン）

11月1日（日）からプレミアム付き食事券の販売が始まります。商工会では11月2日（月）から販売予定です（平日のみ、9時～17時）。利用期間は令和3年3月31日（水）までです。

取扱店舗は「飲食店」が対象になりますが、風営法の「接待飲食等営業」、「特定遊興飲食店営業」に該当する店舗、持ち帰り専門店、キッチンカー、他のサービスの提供をメインとするカラオケ店などは対象外です。

取扱店舗の登録は、公式サイト（<https://www.iwate-gotoeat.jp/>）からオンラインで申請する方法と飲食事業者へ郵送される「加盟店申込書兼誓約書」で行う方法の2種類があります。



（見本：プレミアム付き食事券）



GoToEat 公式サイト

#### 【お問合せ先】

いわて Go To Eat キャンペーン事務局（受付時間：平日 10時～18時）

飲食店用問合せ：019-624-5050 一般消費者用問合せ：019-624-5020

## 岩手県最低賃金のお知らせ



岩手県最低賃金が令和2年10月3日より時間額793円に改正されました。県内で働くパートタイマー・アルバイト等を含む全ての労働者に適用されます。

賃金額が、時間額793円を下回っている場合は、発行日から時間額793円以上となるよう賃金額を改定する必要があります。

岩手県最低賃金（地域別）のほか、産業別最低賃金が6つ設定されています。

詳細は、岩手労働局労働基準部賃金室へお問い合わせください。

（TEL：019-604-3008）